

岩手県告示第347号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第12項の規定により、特定漁港漁場整備事業の一部を別紙のとおり廃止した。

なお、「別紙」は、省略し、次のとおり縦覧に供する。

平成26年4月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

区域名	事業名	縦覧場所
高田東地区	水産生産基盤整備事業	岩手県農林水産部漁港漁村課、沿岸広域振興局水産部大船渡水産振興センター 及び陸前高田市農林水産部水産課